



海外旅行総合保険 緊急一時帰国費用補償特約 補償内容のご説明

保険金をお支払いする主な場合

次の①～③のいずれかに該当したことにより、被保険者が緊急に一時帰国^(※)したために保険契約者または被保険者が負担した次の費用を1回の一時帰国につき、緊急一時帰国費用保険金額を限度としてお支払いします。

＜お支払い対象となる場合＞

- ①責任期間中に被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族が死亡された場合
- ②責任期間中に被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族が危篤となった場合
- ③責任期間中に被保険者の配偶者または被保険者の2親等内の親族が搭乗する航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合

(※)「緊急に一時帰国」とは、上記①～③のいずれかに該当した日からその日を含めて10日を経過した日までに海外渡航期間中に一時帰国するための入国手続を完了し、入国手続を完了した日からその日を含めて30日以内に再び海外の住宅へ赴く帰国をいいます。

ただし、交通機関等が第三者による不法な支配を受けた場合等は、社会通念上妥当な日数を限度として入国手続までの日数を延長することができます。

(注) 上記①～③の被保険者と被保険者以外の関係は①～③のいずれかに該当した時におけるものをいいます。

ただし、その日を含めて30日以内に被保険者が婚姻の届出をした場合は、その配偶者を①～③のいずれかに該当した時において被保険者の配偶者であったものとみなします。

＜お支払い対象となる費用＞

ア. 航空運賃等交通費

被保険者の一時帰国に要する通常の経路による航空機、船舶等の往復運賃をいいます。

イ. 宿泊施設の客室料および諸雑費

a. 宿泊施設の客室料とは、一時帰国の行程および一時帰国した地における被保険者の宿泊施設の宿泊料をいい、かつ、14日分を限度とします。

b. 諸雑費とは、国際電話料等通信費、渡航手続費（旅券印紙代、査証料、予防接種料等をいいます。）、一時帰国した地における交通費等をいいます。

c. a. およびb. の費用は合計して20万円を限度とします。

(注) 上記ア. およびイ. の費用のうち、社会通念上妥当な部分についてのみお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

● 次の①または②のいずれかに該当する事由によって上記「保険金をお支払いする主な場合」の①～③のいずれかに該当したことにより発生した費用

① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

② 緊急一時帰国費用保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が緊急一時帰国費用保険金の一部の受取人である場合は、緊急一時帰国費用保険金を支払わないのはその方が受け取るべき金額にかぎります。

● 上記「保険金をお支払いする主な場合」の①または②の原因が海外渡航期間開始時または保険期間の初日の午前0時のいずれか遅い時より前に生じていた場合

● 上記「保険金をお支払いする主な場合」の①～③のいずれかに該当した時以前に帰国のために利用する交通機関の航空券等の購入の予約がなされ、または購入されており、その航空券等を利用して一時帰国した場合

● 同一原因により複数回一時帰国した場合の、2回目以降の一時帰国費用。ただし次の場合を除きます。

① 危篤で一時帰国し再び海外に戻った後、危篤となった人が死亡し一時帰国した場合は、別の原因による一時帰国として取り扱います。

② 危篤で一時帰国し再び海外に戻った後、同一人が再び危篤となったため一時帰国したところ帰国後30日以内に危篤となった人が死亡した場合は、2回目以降の一時帰国についても補償します。

など

★このチラシは「海外旅行総合保険 緊急一時帰国費用補償特約」の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、ポケットガイド（ご契約のしおり・約款集）等をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

★ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのチラシに記載した内容をお伝えください。また、ご契約の際は、ご家族の方にもご契約の内容をお知らせください。